

日 時	令和元年12月19日(木)午後2時～
場 所	四條畷市役所 委員会室

(出席者) 小寺委員長・福地委員・河原委員・市林委員・西岡委員・原委員・森本委員・大艸委員・
小林委員・福井委員・山田委員

(欠席) 柏原副委員長

1. 開会

事務局： 定刻になりましたので、只今から「令和元年度第3回子ども・子育て会議」を開催いたします。お忙しいところお集まりいただき、誠にありがとうございます。わたくし、本日司会を努めさせていただきます子ども政策課の小路でございます。よろしくお願いいたします。

本日1点お願いがございます。会議の様子を撮影させていただきたいと考えています。市のホームページに市の取組みとしてご紹介させていただく予定です。撮影させていただいても問題ございませんでしょうか。

(「異議なし」)

本日の会議中に撮影いたしますので、よろしくお願いいたします。

本日の出席委員は11人、欠席委員は1人でございます。柏原副委員長がご都合により欠席されています。四條畷市子ども・子育て会議規則第3条第2項の規定により、委員の過半数のご出席をいただいておりますので、本会議は成立することを報告いたします。

次に配付資料の確認をさせていただきます。事前に送付しております第2期四條畷市子ども・子育て支援事業計画(素案)ですが、お手元にごございますでしょうか。

議事に入ります前に、委員の交代がございましたので、お知らせいたします。中北製作所労働組合委員長の交代に伴い、これまで委員を務めていただいております市山裕一さんに代わりまして、新たに委員長になられました大艸博之さんが、12月から四條畷市子ども・子育て会議委員に就任していただくことになりました。本日は、初めてのお顔合わせになりますので、委員の皆様も合わせまして自己紹介をお願いいたします。まずは、大艸さんから一言お願いできますでしょうか。では、小寺委員長から順に委員の皆様も一言ずつ、時計回りをお願いいたします。

<委員自己紹介>

ありがとうございました。続いて事務局からも自己紹介させていただきます。

<事務局自己紹介>

それでは、ただ今から議事に入ります。これ以降の議事につきましては、規則第3条第1項の規定により、委員長が議長となっておりますので、小寺委員長をお願いいたします。委員長よろしくお願いいたします。

2. 議事

- ①子ども・子育て支援事業計画(素案)について
- ②その他

小寺委員長： 本日は来年度から5年間にわたります「第2期四條畷市子ども・子育て支援事業計画(素案)」

についてご審議いただきたいと思ひます。5年間ということて長いのですが、今の時期、色んな動きがござひます。大きな動きがありましたら途中で見直すこともあるということてですが、来年度から5年間の計画を立てることになっておりまひますので、委員の皆様の慎重なご審議をよろしくお願ひしまひます。

それでは議事に沿って進めてまひります。案件①「子ども・子育て支援事業計画（素案）について」事務局より説明をお願ひしまひます。

事務局：＜資料説明＞

（子ども政策課） 今回、計画の素案の確認をお願ひしたいと思ひます。前回の会議でいただいたご意見等を受けて修正を行ひましたので、ご意見をお願ひしまひます。説明が重複する箇所もあるかもしれまひませんが、前回会議から時間も経てひますので、簡単に全体の説明とともに、修正を行つた箇所等を中心に説明を行ひます。長くなりますが、ご了承ください。

まずは、1ページ、「第1章 計画策定にあたって」です。計画策定の背景と主旨としまひしては、都道府県、市町村には「子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務付けられており、平成27年3月に策定した現行の子ども・子育て支援事業計画が令和元年度末をもって計画期間が終了することから、引き続き、本市の子ども・子育て支援の取組みを進めるため、第2期計画として定めるものでござひます。また、本計画内には、現行計画に引き続き、「四條畷市ひとり親家庭等自立促進計画」を包含するものとしまひます。

さらに、これまで子どもの貧困対策については計画としての位置づけはなく、支援に取り組んできましたが、今年度「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が改正され、市町村に子どもの貧困対策推進計画の策定努力義務が課されたことなどを踏まえ、本計画を子どもの貧困対策推進計画として位置づけまひます。

2ページ、計画の位置づけでは、右に簡易な図を掲載してあり、たたき台から修正し、主な関連計画の計画名を記載いたしまひました。

次に、本計画の計画期間は令和2年度から6年度までの5年間とし、社会情勢の変化等に応じ、必要に応じて適宜見直しを行ひます。

次に、4ページ、計画の策定方法については、一、ニーズ調査による市民の意向把握とアンケート調査の実施、二、子ども・子育て会議と庁内の関係課で組織する子ども・子育て実務者会議での審議、検討、三、意見公募手続（パブリックコメント）の実施です。パブリックコメントにつきまひしては、本日の会議でいただいたご意見等を踏まえ、計画に修正を加え、原案を策定し、1月15日から2月14日に実施を予定してありまひます。

次に、5ページ、「第2章 四條畷市の子ども・子育てを取り巻く現状」です。たたき台からの修正では、グラフや表を見やすくしたり、第5章と内容が重複してひところを整理したりしたほか、課題と関連性の高いデータを掲載するように変更いたしまひました。

1、社会的な状況において、（1）人口のまとめでは、年少人口の減少、また、就学前児童数の減少傾向と認可保育施設の在籍割合の増加傾向を示してありまひます。

（2）就業のまとめでは、女性の労働力率の推移について、働く女性の割合が上昇傾向を示してあり、共働きの世帯についても増加の傾向にありまひます。

（3）ひとり親家庭の現状では、離婚率は大阪府平均を下回るものの、全国平均と比較すると高い水準にあり、ひとり親世帯の割合は全国及び大阪府の割合より高い数値で推移し、母子

世帯が増加傾向にあります。また、児童扶養手当の受給資格者数、ひとり親家庭医療費助成の受給者数及び助成額、並びに生活保護受給母子世帯数については、減少傾向にあります。

(4) 子どもの貧困の状況につきましては、国の調査では、子どもの貧困率は長期的な傾向として概ね緩やかに上昇し、平成27年は13.9%となっており、ひとり親の世帯の貧困率が50.8%と高い状況となっております。本市の状況といたしまして、就学援助率や生活保護率で見ますと、横ばいの状況でございます。

(5) 満足度として、乳幼児健診時のアンケートで、この地域で今後も子育てをしていきたいと答えた人の割合は、増加傾向にあります。

次に2、ニーズ調査からみられる現状、(1) 母親の就労状況と就労意向では、母親の就労状況は、就学前で46.6%、5年前の調査時より7.9ポイント増加し、働いていない母親の就労意向においても、就学前で76.8%、5年前の調査時より11.2ポイント増加しており、母親の就労が進んでいること、また、就労意向のさらなる高まりによって、保育ニーズの増加が推測されます。

(2) 地域子育て支援拠点事業の利用状況と利用意向では、利用したいサービスとして、『子育てに関する相談・援助』の割合が5年前の調査時より16.0ポイント増加しており、よりきめ細やかな対応ができる体制の構築が望まれていることが分かります。

(3) 子育てに関して悩んでいることでは、子どもに関することでは、就学前、就学ともに、『子どもの教育に関すること』の割合が最も高く、次いで就学前では、食事や栄養、病気や発育発達に関すること、就学では、子どもの友だちづきあいに関することとなっており、ご自身に関する悩みでは、精神的、経済的な余裕のなさが悩みとなっていることが分かっております。

(4) 子育て支援に有効、必要な対策では、アンケートの結果から、子育てをつらいと感じる人に対して、最も有効な子育て支援は、『仕事と家庭生活の両立ができる労働環境の整備』であり、子育てを楽しんでいると感じる人、つらいと感じる人どちらも、子育て家庭全体に有効となる子育て支援は、『子どもの教育環境』、『子どもを対象にした犯罪・事故の軽減』並びに『子育てしやすい住居・まちの環境面での充実』などが考えられます。

(5) 育児休業の取得状況では、母親の取得状況は、37.8%と5年前の調査時より15.2ポイント増加しており、職場における子育てへの一定の理解が進んでいると推察できますが、父親では、取得していない割合が86.1%で、5年前の調査時より、さらに7.1%増加しており、『職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった』という回答も多いことから、仕事と子育ての両立支援の環境をさらに構築することが必要であることが分かります。

次に、3、第1期計画の進捗状況です。第1期計画では、国の子ども・子育て支援法に基づく基本指針により、教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業について、量の見込みに対する確保の内容を数値目標として設定し、子どもや子育て家庭を取り巻く環境の整備を進めてきました。

たたき台では、実績値がまだ集まっていない事業や、第5章の内容と重複しているところがありましたので整理をしました。

(1) 教育・保育事業の状況では、表に記載のとおり、第1期計画の量の見込みに対して、ほぼ目標を達成した状況でございます。また、待機児童数につきましても、計画期間の平成27年度から令和元年度の5年で25人減少するなど、一定の成果が見られます。

(2) 地域子ども・子育て支援事業の状況は、事業によって、大きく達成しているものと、

そうでないものがある状況です。時間外保育事業や病児・病後児保育事業は、利用者数が大幅に増えたうえ、第1期計画の量の見込みである計画値を大きく超えました。いずれも実施箇所数が増えたことにより、ニーズにえています。

一方、一時預かり事業は、利用者数が減り、量の見込みである計画値よりも大きく下回る結果となりました。これは、幼稚園の定員減や休園による利用者数の減少、また、母親の就労が増えたことによる保育所利用者数の増加などが要因と考えられます。

なお、25ページから30ページにおきまして、各事業の概要や利用実績について掲載しております。

次に、31ページ、4、課題のまとめといたしましては、一つ目には、母親の就労の進行、また就労意向の高まりを受け、保育ニーズの増加と多様化への対応が必要です。

二つ目は、支援を必要とする家庭への対応です。調査におきましても、利用したいサービスとして『子育てに関する相談・援助』の割合が増加するなど、よりきめ細やかな対応ができる体制の構築が望まれています。

三つ目は、妊娠・出産から子育てまでの各段階に応じた切れ目のない支援です。調査によりますと、就学前では、食事や栄養、病気や発育発達に関することなどが子育ての悩みとして挙げられており、状況に応じた的確な情報提供やきめ細やかな相談などが必要です。

四つ目は、調査において、『仕事と家庭生活の両立ができる労働環境の整備』が有効な子育て支援として挙げられているほか、父親の育児休業の取得が進んでいない状況などを踏まえ、子育ての不安や負担を解消するために、仕事と子育てが両立できる環境づくりが必要です。

五つ目は、調査によると、子育て家庭全体に有効となる子育て支援として、『子どもを対象にした犯罪・事故の軽減』や、『子育てしやすい住居・まちの環境面での充実』などが挙げられており、子どもたちが安全で健やかに過ごすことができるよう、安心・安全な子育て環境の整備が求められています。

このような課題を踏まえ、33ページ、「第3章 計画の基本的な考え方」を示しています。

まず、基本理念につきまして、第2期計画におきましても、子どもの幸せを第一義として、子どもと子育て家庭を支援する環境づくりを充実していくため、引き続き、第1期計画の基本理念を継承し、「子どもたち一人ひとりの個性を尊重し、可能性を育むまちづくり」を掲げます。そして、基本理念の実現に向けて5つの基本目標を掲げ、総合的な施策の展開を図ります。

基本目標1は、親と子の育ちと学びを支援する環境整備です。子ども・親を取り巻くすべての大人が、子どもの視点に立ち、子どもが健やかに育っていけるよう、子どもの教育・保育の充実や家庭教育への支援等、乳幼児期から学童期まで一貫して質の向上を図ってまいります。

基本目標2は、子どもの権利擁護推進です。虐待、いじめ、障がい、ひとり親、貧困など、社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族も含め、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを保障できるよう、幅広い施策を進めてまいります。

基本目標3は、親子の健康確保と増進です。妊娠・出産期から切れ目なく、親子の健康の確保に努めるとともに、保護者が安心して子どもを産み育てられる環境をめざし、保護者の気持ちを受け止め、寄り添いながら相談や適切な情報提供を行い、発達段階に応じた相談支援を実施していきます。

基本目標4は、家庭と仕事の両立支援です。男女が共に子育てに参加し、喜びと責任を分かち合える環境づくりを推進するとともに、すべての働く人が、仕事時間と生活時間のバランス

が取れた多様な働き方が選択できるように働きかけていきます。

基本目標5は、子どもが安心・安全に暮らせるまちづくりです。子どもが、交通事故、犯罪等の被害にあわないように、地域が一体となって、安心・安全な環境づくりの取組みを進めるほか、子育てしやすいまちに向けて、子育て世帯が暮らしやすいまちとなるよう、環境を整えます。

次ページの施策の体系は、基本理念、基本目標、施策の方向について一覧にまとめたものです。次に、37 ページから、「第4章 施策の展開」として、各施策の方向につながる事業について示しています。第4章はページ数も多く、分かりにくくなっていたことから、ページの肩の部分にどの基本目標に関する施策か分かるようにラベルを貼りました。また、事業についても、さまざまな施策の方向で同じ事業を挙げているところ、できるだけ中心となる施策の方向のみとして、事業数絞り、分かりやすくいたしました。さらに、事業の中から、いくつかをピックアップし、コラムとして掲載いたしました。

それでは、各施策の方向について見ていきますと、まず、「基本目標1 親と子の育ちと学びを支援する環境整備」につながる施策の方向は5つあり、(1)すべての子育て家庭への支援では、子育て短期支援事業や地域に開かれた保育所事業などを掲げています。

(2) 就学前教育・保育の充実では、子どもの健康及び安全の確保や、認可施設の整備、病児・病後児保育、保育施設の自己点検などを掲げています。

(3) 子どもの生きる力を育成する教育環境の整備では、スクールカウンセラーの活用や、子どもと市内事業者との連携事業の実施、公民連携による学力向上支援などを掲げています。

(4) 相談体制の充実では、ネウボラなわてや、ファミリー・サポート・センター事業の充実、つどいの広場事業などを掲げています。

(5) 次代を担う親の育成では、母子保健と連携した思春期性教育や男女平等教育などを掲げています。

次に、「基本目標2 子どもの権利擁護推進」では、四つの施策の方向を示し、(1)子どもへの権利侵害対策の充実では、虐待相談、虐待防止ネットワークへの主任児童委員の参画、教職員の研修などを掲げています。

(2) 障がいのある子どもに対する施策の充実では、障がい児保育、子育て関係機関連絡会の開催、地域リハビリテーション体制の充実、情報提供・啓発の強化、就学相談などを掲げています。

(3) ひとり親家庭等の自立支援については、担当の子ども支援課から説明を行います。

(子ども支援課) (3) ひとり親家庭等の自立支援について、前回会議からの変更点を中心にご説明いたします。52 ページをお開きください。まず、前回の会議において、小寺委員長からいただきました、どこからどこまでが、ひとり親についての計画なのか分かるような工夫についてのご指摘につきましては、52 ページから 68 ページのひとり親家庭等自立促進計画該当ページ、それぞれのページ左右端に、インデックスのような形で「第四次四條畷市ひとり親家庭等自立促進計画」という表記を行い、52 ページ上部色つき部分で改めて、ひとり親家庭等の自立支援を「第四次四條畷市ひとり親家庭等自立促進計画」としてまとめ、本計画に包含されたものである旨の説明を追加いたしました。

そのほか 52 ページにつきましては、その後の文面も一部修正を行った上、ページの後半

部分に、計画に記載の用語の説明を新たに追加いたしました。

次に 53 ページから 57 ページの第三次計画の取組み状況と課題につきましては、構成は、前回同様となっておりますが、取組み内容を前回の内容からより、具体的に記載を行うとともに、8月に実施いたしましたアンケート調査の結果から得た 課題の記載を行うなど、改めて取組み状況と課題の整理を行いました。

次に、58 ページをお開きください。58 ページから記載の施策の基本方針につきましては、基本理念及び基本視点は、前回会議から大きな変更はございません。

次に、59 ページの基本目標につきましては、前回、「ひとり親家庭等を支える環境整備の推進」、「就業支援の推進」、「子育て・生活支援の推進」、「経済的支援の推進」の4つの基本目標を掲げておりましたが、今回、後ほどご説明いたします、成果指標を定めた関係やアンケート調査の結果などから、前回の基本目標の一つ「ひとり親家庭等を支える環境整備の推進」を「相談体制・情報提供の充実」、「養育費確保等の推進」の2つに分類し、内容の整理を行いました。このことから、今回、お示しいたしました素案では、基本目標を「相談体制・情報提供の充実」、「就業支援の推進」、「養育費確保等の推進」、「子育て・生活支援の推進」、「経済的支援の推進」の5つといたしました。

次に、60 ページをお開きください。60 ページの施策の体系につきましては、基本目標の変更を反映のうえ、それぞれの基本目標に基づく施策の方向を掲げております。

1 の相談体制・情報提供の充実では、施策の方向として、相談体制の充実、情報提供の充実、人権尊重社会づくりの推進を掲げております。

2 の就業支援の推進では、より良い就業に向けた能力開発の推進、就業支援の推進、就業の促進に向けた支援の推進を掲げております。

3 の養育費確保等の推進では、相談体制の充実、情報提供の充実を掲げております。こちらにつきましては、お手元の資料の修正が間に合わず誠に申し訳ございませんが、相談体制の充実、情報提供の充実に加え、(3)として「養育費の確保に向けた支援の推進」を追加したいと考えております。追加する理由につきましては、資料発送後の12月15日に大阪府が養育費の未払いに対する支援制度を来年度から実施するとの報道があり、その詳細などは今の所、大阪府から説明はありませんが、内容によっては次年度以降、対応を検討していきたいと、また、養育費につきましては、後ほどご説明いたします、成果指標を掲げた関係から(3)として「養育費の確保に向けた支援の推進」を追加させていただきたいと考えております。

次に、4 の子育て・生活支援の推進では、生活支援の推進、住宅確保の推進、子育て環境の充実を掲げ、前回から新たに住宅確保の推進を加えました。

5 の経済的支援の推進では、経済的援助の実施、経済的負担の軽減、情報提供の充実を掲げております。

次に、61 ページから 67 ページに記載の施策の展開につきましては、基本目標、施策の方向に基づく各事業を整理し、前回から一部事業内容の文言を修正のうえ、既存事業や新規事業を追加しております。追加した事業につきましては、61 ページの基本目標 1 相談体制・情報提供の充実では、①相談体制の充実で、4 のメール・SNS（ソーシャル・ネット・ワーキング・サービス）を活用した相談窓口体制の構築を新規として追加しました。

この項目を追加した理由につきましては、アンケート調査の結果から相談体制の充実を求める声が多く、従来の電話や窓口での相談に加え、新たな相談窓口としてメール、SNS を活

用した相談体制の構築を検討し、実施していきたいと、新たに追加いたしました。

次に、62 ページ②情報提供の充実では、1 の広報・啓発活動の充実、2 の離婚前、ひとり親家庭の初期段階を捉えた情報提供を新たに追加しております。これは、従来から取り組んでいる内容となり、方向性は継続となりますが、これまで取組みを継続して進めている内容として、新たに追加いたしました。

次に、③人権尊重の社会づくりの推進では、2 の地域で支えあう関係づくり、3 の男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発を新たに追加しております。これも従来から取り組んでいる内容となり、方向性は継続となりますが、これまで取組みを継続して進めている内容として、新たに追加いたしました。

次に、63 ページ、基本目標 2 就業支援の推進では、③就業の促進に向けた支援の推進で、2 のハローワーク等との連携を新たに追加しております。これも、従来から取り組んでいる内容となり、方向性は継続となりますが、これまで取組みを継続して進めている内容として、新たに追加いたしました。

次に、64 ページ、基本目標 3 養育費確保等の推進は、今回、新たな基本目標として設定いたしました。①相談体制の充実では、1 の法律相談、2 の母子・父子自立支援員による養育費及び面会交流の相談、②情報提供の充実として、1 の広報・啓発活動の充実を掲げました。また、資料の修正が間に合わず申し訳ございませんが、先ほどご説明いたしました内容として、③養育費の確保に向けた支援の推進を追加し、事業内容としては、養育費の取決めや未払い防止に向けた新たな支援について検討することを令和 2 年度目標の新規として追加したいと考えております。養育費の確保につきましては、従来から相談や情報提供などに努めているところですが、今回、アンケート調査において、養育費の取決めをしていない人や養育費を受け取っている方が少ないことから成果指標に掲げ、より能動的な取組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、65 ページ、基本目標 4 子育て・生活支援の推進では、①生活支援の推進で、4 の母子生活支援施設への入所、5 のひとり親家庭等生活支援事業を新たに追加しております。

4 の母子生活支援施設への入所につきましては、従来からある制度で、方向性は継続となりますが、継続した内容として、新たに追加いたしました。

5 のひとり親家庭等生活支援事業につきましては、ひとり親家庭等のなかで、とりわけ課題が多く見守り支援や各種手続き等の同行支援が必要な、ひとり親家庭等に対し、地域の民間団体等を活用した、訪問相談、同行支援や見守り支援について、その必要性や実施について今後検討を進めたく追加いたしました。

次に、66 ページ、②住宅確保の推進は、新たに追加した項目となります。これにつきましては、現在、魅力創造室で策定を進めている「住宅マスタープラン」と連動した内容となり、ひとり親家庭等の住宅探しの支援を実施するため追加いたしました。

次に、③子育て環境の充実では、3 の子どもの生活・学習支援事業を新たに追加しております。これは、一般的にひとり親家庭の子どもが、親との離別・死別等により精神面や経済面で不安定な状況に置かれるとともに、日ごろから親と過ごす時間が限られ、ひとりで過ごす時間が多いと考えられていることから、ひとり親家庭の児童が抱える、精神面や経済面等の特有の課題に対応し、貧困の連鎖を防止する観点から、相談機関やボランティア等による基本的な生活習慣の習得支援、学習支援について、その必要性や実施について、今後検討を

進めたく追加いたしました。

次に、67 ページ、基本目標 5 経済的支援の推進では、②経済的負担の軽減で、3 の JR 通勤定期の特別割引制度を新たに追加しております。これも、従来からある制度となり、これまで手続きを受け付け証明書の発行を行っており、方向性も継続となりますが、これまで取組みを継続して進めている内容として、新たに追加いたしました。

次に、68 ページ、成果指標についてご説明いたします。成果指標につきましては、アンケート調査の結果を基に、本計画を策定、推進していくうえで、成果指標を設け、点検、評価を行いながら、各施策の改善につなげ、ひとり親家庭等の自立を促進するため、本計画から新たに設定したものとなります。

指標につきましては、「支援制度等の認知度（各制度等を知っていると答えた人の平均の割合）」、「年間就労収入額 200 万円以上の人の割合」、「養育費の取決めをしている人の割合」の 3 つを掲げました。

ひとり親家庭等の支援を行う上で、支援制度等の認知度を向上させることは、自身の困り事や悩みが発生した際に一人で課題を抱え込むことなく、支援制度の活用や相談機関の認識に結びつき、速やかな課題解決につながることから、ひとり親となった初期段階から支援制度等の認知度を向上させることが重要であり、成果指標に掲げたところでございます。

成果指標の数値につきましては、今回、令和元年度アンケート調査において各種制度等を知っていると答えた人の平均の割合が 28.8%となっており、年約 2%の向上をめざし、計画期間最終年度となる令和 6 年度の目標数値については、40.0%といたしました。

年間就労収入につきましては、アンケート調査の結果から、母子家庭及び父子家庭とも自身のことでの困りごとについて、家計（就労収入が少ない）が最も多く、ひとり親家庭等の安定的な経済基盤を築く観点からも、より良い条件の就業による所得の増大と職業生活の安定が重要であることから、成果指標として掲げました。

成果指標に掲げた 200 万円以上という金額の設定は、国のひとり親世帯等調査において母子家庭の平均年間就労収入が 200 万円であり、この平均収入を超える世帯の割合の増加をめざすため設定いたしました。

令和元年度アンケート調査において、母子家庭の年間就労収入 200 万円以上の人の割合は 29.3%となっており、年約 2%の向上をめざし、計画期間最終年度となる令和 6 年度の目標数値については、40.0%といたしました。

ただし、父子家庭においては、アンケート調査のサンプル数も少なく、回答率も低いことから誤差が大きくなるため、成果指標の設定は行いませんが、父子家庭においても就労収入の動向を注視しながら、父子家庭の特性を考察した取組みを進めてまいりたいと考えております。

養育費の取決め率につきましては、養育費を受け取ることは、子どもにとって大切な権利であり、親としての経済的な責任を果たし、子どもの成長を支える上で重要なものとなりますが、令和元年度アンケート調査の結果から養育費の取決めを行っている母子家庭は 37.5%と低く、養育費を受け取っている家庭は 18.2%とさらに低くなっている状況から、まずは、養育費の取決め率を向上させることで、養育費の受取り状況を改善するため、成果指標に掲げました。成果指標の数値につきましては、今回、令和元年度アンケート調査において、養育費の取決めを行っている母子家庭は 37.5%となっており、年 2.5%の向上をめざし、計画

期間最終年度となる令和6年度の目標数値については、50.0%といたしました。

ただし、養育費につきましても、父子家庭においては、アンケート調査のサンプル数も少なく、回答率も低いことから誤差範囲が大きくなるため、成果指標の設定は行いませんが、父子家庭においても養育費の取決め状況を注視しながら、父子家庭の特性を考察した取組みを進めてまいりたいと考えております。

なお、修正ばかりで申し訳ございませんが、先ほどご説明いたしました「養育費確保の支援」と今回、新規で掲げました65ページ一番下の「ひとり親家庭等生活支援事業」、66ページ一番下の「子どもの生活・学習支援事業」につきましては、子どもの貧困対策に結びつく内容として、69ページ以降の子どもの貧困対策の充実に追加させていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。子ども支援課からの説明は、以上となります。

(子ども政策課) それでは、引き続き、施策の展開について説明します。

(4) 子どもの貧困対策の充実についてです。子どもの貧困対策については、第1期計画では施策の方向に入れておりませんでした。第2期計画で新たに追加いたしました。

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」や「子供の貧困対策に関する大綱」の趣旨を踏まえ、教育、就労、相談など各分野の総合的な取組みによって、子どもの貧困対策を進めていきたいと考えております。

事業としては、生活保護、就学援助制度、要保護児童対策ネットワーク会議、ママほっと相談(妊産婦面談)、なわてファミリー・サポート・センター事業、なわてファミリー・サポート・センター利用促進事業、子どもの食育などを掲げています。

次に、「基本目標3 親子の健康確保と増進」では、2つの施策の方向を示し、(1) 子どもや母親の健康確保では、妊婦健康診査補助金の増額、予防的取組みの充実などを掲げています。

(2) 食育の推進では、乳児からの食育推進や乳幼児の食育などを掲げています。

次に、「基本目標4 家庭と仕事の両立支援」では、2つの施策の方向を示し、(1) ワーク・ライフ・バランスの推進では、男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発、男女共同参画推進計画の進捗管理などを掲げています。

(2) 就業環境改善への働きかけでは、事業主への啓発活動や就労スキルアップ支援などを掲げています。

次に、「基本目標5 子どもが安心・安全に暮らせるまちづくり」では、3つの施策の方向を示し、(1) 安心して外出できる環境の整備では、通学路等の安全確保や保育所等が行う散歩等の園外活動時における交通安全の確保などを掲げています。

(2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進では、犯罪など情報の共有化の推進、子どもを対象とした防犯指導の実施などを掲げています。

(3) 子育て世帯が暮らしやすい環境の確保では、受動喫煙防止条例の普及啓発、不動産業者との連携、協働イベントの実施などを掲げています。

次に、81ページからは、「第5章 事業計画」として、教育・保育事業と地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保内容について示しています。

先ず、その設定にあたっては、市全域を1区域として捉え、ニーズ調査をもとに、事業の利用実績や現在の供給体制、今後の動向などを踏まえ、量の見込みを設定しています。

82 ページからの教育・保育事業につきまして、今後の動向を記載するとともに、数値を精査し、量の見込みと提供体制の確保内容について示しています。今後の方向性としましては、83 ページの上の表に記載のとおり、1・2 歳において、量の見込みに対する不足が見られるものの、0 歳及び3 歳以上においては、量の見込みを確保できる予定です。

現在、定員を超えた弾力運用の実施や、事業計画の対象外である企業主導型保育事業において、1・2 歳で 22 人、0 歳で 8 人の地域枠があることなどを鑑み、特定教育・保育施設と連携を図りながら、今後、状況の変化に伴い、定員数の見直しの検討や、保育需要が著しく増加する場合などに、地域型保育事業などの必要性について、その都度、対応を検討したいと考えます。

次に、地域子ども・子育て支援事業につきましては、事業の概要や実績について、第 2 章において、第 1 期計画の進捗状況にまとめるかたちで整理を行い、たたき台で未定稿であったところも含め、数値の精査を行い、こちらの章におきましては、量の見込みと提供体制の確保内容について記載を行いました。

(1) 時間外保育事業(延長保育)は、全園で提供体制が整っており、引き続き、希望に対応していきます。

(2) 幼稚園・認定こども園における在園児を対象とした一時預かり事業(預かり保育)も、全ての幼稚園、認定こども園で実施しており、引き続き、希望に対応していきます。

(3) 保育所等における一時預かり事業は、一部提供量に不足が見られるものの、平成 30 年度の利用実績を鑑みると対応可能と思われます。

(4) 病児・病後児保育事業は、現行の提供体制により、量の見込みを確保できる予定です。なお、平成 31 年 4 月から忍ヶ丘いるかこども園の病児保育室「ぷくぷくまんぼう」において、利用時間の延長と利用料の値下げが実施され、利便性の向上が図られました。また、令和元年 12 月に企業主導型保育事業の迦の森こども保育園において、新たに病児・病後児保育事業が開始されたところでございます。

(5) ファミリー・サポート・センター事業は、必要な人が利用しやすいように、制度の周知を図るとともに、多様なニーズに対応できるよう援助会員の確保に努めます。

(6) 子育て短期支援事業は、現行の提供体制により、今後の量の見込みを確保できる予定です。必要な人が制度を利用できるように、制度の周知に努めます。なお、提供量については、希望者全員を受け入れると仮定して設定しております。

(7) 地域子育て支援拠点事業も、現行の提供体制により、今後の量の見込みを確保できる予定です。地域子育て支援拠点(つどいの広場)に加え、公立保育所等における子育て支援の取組みについても周知を図っていきます。

(8) 放課後の居場所づくり事業における放課後児童健全育成事業では、令和 2 年 3 月末の四條畷東小学校の廃校に伴い、東ふれあい教室も廃止し、統合先の四條畷小学校にある四條畷ふれあい教室の定員を 80 人から 120 人に増設を行う予定です。

(9) 妊婦健康診査では、妊婦健診にかかる自己負担の軽減を目的として、令和元年 7 月から妊婦健康診査の増額を実施しており、今後とも国の動向を注視していくとともに、利用を啓発していきます。

(10) 乳児家庭全戸訪問事業は、生後 4 か月までの乳児のいる全ての家庭を保健師・助産師が訪問し、乳児とその保護者の心身の状況と養育環境の把握を行うとともに、4 か

月健診までに民生委員・児童委員・主任児童委員も訪問を行い、地域の子育て情報の提供を行っていきます。

(11) 養育支援訪問事業等は、養育支援が必要な家庭に対応できるよう、保健センター等と連携して支援を行います。また、必要に応じ、産前産後ヘルパー事業等も活用し、支援を強化します。

(12) 利用者支援事業は、子育て総合支援センターと保健センターを拠点とした利用者支援事業を推進するとともに、関係機関との連携を図り、身近な場所での相談や情報提供を行います。

次に、90 ページ、「第6章 計画の推進体制」を示しています。計画の推進にあたっては、関係機関や関係部局等との連携を強化し、総合的、効果的に施策を推進していきます。

また、計画の進行管理にあたっては、本計画の第5章で、教育・保育事業と地域子ども・子育て支援事業について、具体的な目標事業量と確保の方策及び実施時期を設定し、また、本計画に包含する「第四次四條畷市ひとり親家庭等自立促進計画」において成果指標を設定しています。これらについて、庁内関係課で組織する会議で進捗状況の把握、点検を行うとともに、子ども・子育て会議において、施策の取り組み状況について確認、評価を行い、年度ごとに事業の実施状況を公表するなど、計画的な進行管理と事業の改善を行っていきます。

91 ページ以降については、参考資料として、策定経過、子ども・子育て会議の委員名簿、条例、規則について掲載しています。

以上、長くなりましたが、計画素案の説明となります。計画について皆さまにご意見をいただく機会としては、本日の会議が最終となりますので、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

小寺委員長： ありがとうございます。ただいま、「第2期四條畷市子ども・子育て支援事業計画（素案）について」ご説明をいただきました。この件に関しまして、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

前回に比べて、かなり読みやすくなったと思います。P52からの第四次四條畷市ひとり親家庭等自立促進計画は、一体的に計画の中に盛り込まれていますが、インデックスのようにつけることで、どこからどこまでかがすぐわかるようになりました。また、基本目標の1から5が右肩に書かれておりかなり見やすくなっています。グラフ等も工夫されていますし、ネウボラもフィーチャーされた形で記載され、かなり読みやすくという印象がありますが、いかがでしょうか。

原委員： P5にあります人口推移ですが、この新しい制度というのは、少子化対策の意味合いが多分にあると思いますが、そういった観点から見ると、平成26年と平成30年を比べるとかなり子どもの数が減っています。それにもかかわらず、施設の充足率は高いということは問題かなと思います。

女性の就労率や高齢者の就労率は上がってきていますが、肝心の子どもが増えないということは、今の制度がこのままで良いのかを考えなければならない問題だと思います。

今回の無償化の件にしましても、お金を払わなくても良いということは、保護者の方にとっては良いことなのですが、本当に保育が必要な人が利用できるのかどうかという観点から見ると、少し疑問があります。

市林委員： 前回休んでおり、細かいことを言うかもしれませんがよろしいでしょうか。P50 の6. 放課後等デイサービスの担当課は障がい福祉課さんですが、デイサービスは民間の業者さんや事業者さんがされていると思います。そこに対して市が、きちんと運営がなされているのかを見ていく等の文章がないと感じました。このことについては、ここで話すことではないのでしょうか。

小寺委員長： 放課後等デイサービスの事業者認定は大阪府がするのですか。

事務局： 大阪府が認可をして設置されます。市としては、障がい福祉課で、各事業者さんが集まった中で協議会を行っています。そこで、どのように運営されているのかを確認し、質の確保に努めている状況だと聞いております。

小寺委員長： 放課後等デイサービスは少し厳しく運営の基準が設けられ、かなり淘汰されている時期ですが、障がいの重度の方がデイサービスを利用され、軽度の方は学校の学童保育を利用することが増えているようです。四條畷市ではどうですか。

事務局： 実状は把握しきれておりませんが、就学前の保育施設におきましても、民間の施設で重度のお子さんを受け入れてもらっていることから、就学後のお子さんにおかれましても、民間での預かりが増えているのではないかと想定されます。また、軽度の障がいのお子さんの受入れは学校のふれあい教室においても行っています。

小寺委員長： 学校は、これまで定員数が多い状態で受け入れていましたが、少しゆったりと子どもを見られるようになっていて本来の趣旨である家庭的な保育を実施できているのかなと思います。ただ、市内の重度の方がデイサービスを利用する中で、質の担保については大阪府が認可しているが、市が直接そこには関与できないのですか。自主的に連絡会等を作っているところは多いですが、そういうところでお互いに質の担保をする取り組みがなされているということですか。

事務局： 情報交換のところで留まっています。指導できる権限は持っていませんので、そのような形になっているのが実情だと思います。

ふれあい教室では、支援員をお子さんの状況に合わせて加配という形で配置しています。土曜日等は、民間の事業所を利用した後に、ふれあい教室に来て終了までの1時間ほどを過ごされるという方もいらっしゃいます。実態として、重度の方が経常的に利用はされていません。

市林委員： 重度の方はなかなか身に起きたことを言葉にできないと思うので、学校まで事業所さんが送迎されているということを聞くと、学校と事業所さんとの連携が必要かと思います。府が認可していることを知らなかったのですが、市としてもきちんと運営がなされているか見ているという文章があれば安心だと思ったため、先ほど質問をさせていただきました。

事務局： 許認可を府が行いますので指導の権限はなく計画に書き込むことはできませんが、それ以外の部分で、障がい児の施策としては、質の確保を確認する必要性を認識しておりますし、担当部及び担当課に

はいただいたご意見を伝えさせていただきます。

河原委員： 市で見てほしいという案件と同じですが、P28の放課後子ども教室ですが、地域の方にボランティアで勉強を見てもらったり、伝承遊びを教えてもらったりしています。うちの子が言うことを聞かなくて、「もう来なくていいよ」と言われたようで、親としては迷惑をかけている状況なので行くのをやめるように言ってしまうのですが、ボランティアの人に任せっきりでその人たちの負担が大きいのか、うちの子が悪すぎるのか、市でどのように把握されているのか聞きたいです。

事務局： 放課後子ども教室は、学校で行っていますが、地域のコーディネーターの方に、伝承遊びや工作、絵画、お茶、お花等の活動を自由参加の形式で行う事業です。ふれあい教室の巡回と兼ねて市の職員が巡回しております。また、日誌という形で毎日の報告を受けていますが、民間の地域の方なので、言葉の表現などふさわしくないことがあるかもしれません。その時は青少年育成課へお話しただければ、お互い改善できるようにしていきます。

河原委員： 学校で担任の先生に相談していたのですが、どこに相談して良いかわかりませんでした。ありがとうございます。

山田委員： P50の障がい児の通学支援事業についてですが、現在学校に行けない小中学生が多々います。通学支援については、事業所が人手不足で、ニーズがあっても応えることができない状況です。来年度、東小がなくなり暁小に行くことになるということで、今行けていない子は、自宅からさらに距離が長くなり、増々行きづらくなるだろうと予想できます。

子どもさんが発達障がい困っている家庭で、ご両親も発達障がいをもっている場合もあります。朝、学校に行く準備の時間が取れない、起きることができない等が理由で、事業所さんに手伝ってもらいたいけれども、30分800円の費用で、起こして準備をして、朝ご飯を食べるなど細かい支援をするには間に合いません。金額の検討をお願いしたいです。ふれあい教室の窓口は教育委員会さんがされているように、通学支援についても教育委員会さんにさせていただくことは難しいでしょうか。子どもが不登校気味である、このような支援が必要などの状況がつかみやすいと思いますし、連携もスムーズだと思います。

事務局： 通学については、学校で担任の先生を中心にしながら把握をしているところです。そのような中で、要望やニーズの相談に応じることはあるかと思いますが、このサービス自体が福祉部局にありますので、窓口が変わることについては難しい状況です。しかし、子どものことを最前提に、学校、福祉部局、そして事業者さんとの連携が欠かせないものだと思います。

山田委員： 学校からPTAの方に協力を求めて、ボランティアをお願いするのはどうかという話を聞いたことがあります。各事業所でもボランティアをしてくださる人自体が少ない状況です。事業所では、ヘルパー事業と登校時間が重なるため、通学支援を希望される方がいらっしゃっても人手がありません。困っている人が多い状況ですので、市でも考えていただいて、少しでも良い方向に進むようお願いしたいです。

小寺委員長： この件に関連してですが、放課後等デイサービスを利用されていらっしゃる方で、ご両親が働

いておられる方が多い状況にあります。放課後等デイサービスにおける根拠法令は児童福祉法です。そのため、18歳まで利用できます。支援学校の高等部に行っておられる方が放課後等デイサービスを利用する場合は、事業所がマイクロバスで学校へ迎えに来てくれ、18時、19時まで利用できます。保護者はとても助かります。それが、18歳を過ぎると、障害者総合支援法に基づくサービスに移りますので、夕方に受けられるサービスがなくなります。一般的にサービスは15時頃に終わり、保護者の仕事が終わる18時ごろまでの3時間程度をカバーする事業がありません。事業所は単価が安く、時間の延長は難しいと言います。

50ページに書かれている日中一時支援事業ですが、内容を見ると今話した空白の時間にぴったりの事業です。ただこれについては、予算がかなりかかるということで、他市では実現することが難しい事業と聞いています。

山田委員： 四條畷市は、その部分においては空白にならないようにしていただいています。生活介護就労支援が15時半頃に終わり、その後、送迎も利用でき、市の事業として日中一時支援事業を18時まで利用することができます。

小寺委員長： 同じ50ページの最後に、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の充実とあります。国としては、早急に作るようにということですが、医療的ケアに関して、今年度は、コーディネーター研修を国が予算化しているとのことですが、研修を受けない市町村が多いと聞きます。この辺りの動きについてはいかがでしょうか。

福地委員： 医療的ケア児支援のためのプロジェクトチームに入っており、会議に参加しています。今年度は、コーディネーター研修については、四條畷市から出せなかったと聞いていますが、継続して来年度も話し合いをしていきます。2ヶ月に1度くらいの頻度で会議を開催しています。

小寺委員長： チームのメンバーとしてはどのような機関が入っているのですか。

福地委員： 事務局は障がい福祉課で、保健センター、学校教育課、子ども政策課、保健所、障がい者事業所、訪問看護の事業所などが入っています。

事務局： 小中学校に医療的ケアを必要とするお子さんがおられます。対応については府から補助金があり、学校の中で医療行為ができるように看護師の配置を行っています。

福地委員： 同じく50ページの7番ですが、保育所等訪問支援事業とありますが、保護者から「保育所等」という表記がわかりにくいと聞きます。四條畷市では、保育所、幼稚園、小学校に行っていただいています。中学校にも訪問してもらいたいという要望がありますが、まだ難しいようです。対象年齢がわかるように書いていただくと良いのかなと思います。

事務局： 事業内容に対象施設、または年齢について明記する方向で検討いたします。

市林委員： 79ページの犯罪など情報の共有化の推進について、安まちメールの活用とあります。子どもが小

中学校に通っている時は、このようなツールを活用して、不審者が出たというようなお知らせがありました。卒業するとそのような情報が得にくくなります。コマースで、15時から16時に散歩をしましょうというのを見たことがあります。地域の大人が子どもたちが下校する時間に犬の散歩や花の水やりをしながら子どもを見守りましょうというのですが、小中学校に通う子どもがいない大人も情報を得られるように、ポスターやチラシなどに安まちメールのQRコードをつけるなどして周知するのはどうかと思います。安まちメールに登録した人が、危険な情報を受け、今日は15時に外に出ようかなと意識してもらえると有効かなと思います。

事務局： ご意見ありがとうございます。警察から直接情報が入り、案まちメールはどなたでも登録ができる仕組みになっています。学校では、保護者宛にぜひ登録してくださいというチラシが警察から配布されます。

子どもが被害にあった、あいそうになったという情報は学校に入ります。学校に入った情報をふれあい教室、保育所、幼稚園等と連携し共有します。ご意見がありましたように、ご家庭に小中学生がいらっしゃらない市民の方に情報共有をとということになりますと、警察からの情報発信を受けることは手段としてありますが、市としても何か情報発信できる方法がないか防犯の担当課と共有させていただきたいと思います。

市林委員： 情報が得られなくなった経緯ですが、自分が機種変更をして、再度、登録するまでに至っていませんでした。子どもたちを見守りましょうというような記事を広報等に載せていただけると、また登録しようかなとなるかもしれません。ご検討いただけたらと思います。

原委員： 72ページですが、先ほど、子どもの数が減っているにもかかわらず、保育所の利用率が高いというお話をさせていただきましたが、待機児童の解消について、具体的にどのような施策を考えておられるのでしょうか。また、待機児童には色々な要素がありますので、入所の基準の見直しなどについてもお考えがあればお聞かせいただけますでしょうか。

事務局： 待機児童につきましては、現在田原地域で出ている状況ですので、田原地域において待機児童の解消ができないかを検討しているところです。田原地域内の保育施設さんとお話をしながら今後の方策について検討を進めています。

待機児童の要因については様々ですが、今、課題になっているのは保育士の確保についてです。各民間園さんにおいて工夫しながら保育士の確保に努力されています。市としても協力し、全体的に待機児童解消に向けて取り組まなければならないと考えています。具体的には、保育士宿舍借り上げ支援事業などがあります。しかし、なかなか保育士の確保に直接つながらない状況です。民間園さんと目立つ施策を考えないといけないのではないかという話をしています。

原委員： 田原地域に関しては地理的な要因があると思います。西部地域についても保育士は不足している状況です。先日、NHKでも取り上げていましたが、まず保育士の確保ができないと、保育の質の向上という部分にも絡んできますので、何か施策を考えていただきたいなと思っています。

事務局： 昨日12月議会があったのですが、待機児童対策、保育士の確保について質問が出ました。四條畷市

は近隣市に比べて地域手当が低いことも、保育士が集まりにくい要因の1つです。国に対して、地域手当を引き上げるような要望を毎年している状況です。昨年くらいから、同じ状況の市と一緒に複数の市が集まって要望に行くような働きかけを行っています。

河原委員： 保育士の確保について、私は保育士だったのですが、今は仕事をしていません。子どもがいるので短時間であれば働いてもいいかなという思いはありますが、園としてはフルタイムで働いてほしい、この時間帯に来てほしいという声があり、なかなか要望と合いません。うまく調整していただけたなら、もう少し活躍される方もいらっしやるのではないかと思います。

福地委員： 質問ですが、41ページに不登校児童に対するネットワークの構築とありますが、不登校で学校に行っていない子どもがたくさんいらっしやって、私も支援をさせていただいているのですが、具体的にどのような活動をされているのかお聞かせいただけますか。

事務局： 教育センターが所管となっている取り組みです。適応指導教室と言いまして、学校には行きにくいけれどもここに通って人間関係を築き、コミュニケーションを取るような取り組みや学習も少しできます。教育相談室でもあり、本人や保護者からお話を伺うという2つの機能を持ち合わせています。このネットワークに関しましては、学校支援チーム（教育センターの職員と学校現場の担任などの教員、管理職等）が情報交換、情報共有を行いながら、当該の児童・生徒が学校に目を向けられたり、サポートを受けられたりするように連携を行うという意味合いです。

小寺委員長： 他にございませんでしょうか。ないようですので、次の案件「その他」に移ります。事務局からお願いします。今後のスケジュールをお知らせします。

事務局： 本日いただきましたご意見等をもとに修正を行い、計画の原案を策定いたします。原案については、1月15日から2月14日にかけて、意見公募（パブリックコメント）を実施し、最終的な修正を行った後、計画を策定いたします。

次回、第4回会議につきましては、3月5日木曜日午後2時からの開催を予定しております。その時に計画の策定についてご報告をさせていただきます。

また本日の会議録につきましては、後日、事務局から作成したものを送付いたしますので、内容をご確認いただき、修正等がございましたら、事務局までご連絡をお願いいたします。なお会議録につきましては、ホームページへの掲載を予定しています。以上です。

小寺委員長： ただいま事務局からご説明をいただきましたが、何かご質問ございませんでしょうか。それでは、これをもちまして、「令和元年度第3回子ども・子育て会議」を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

<閉会>